

秋田県告示第 1 4 9 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（秋田地域）
- 3 事業施行期間
令和 7 年 3 月31日から令和13年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
変更なし

秋田県告示第 1 5 0 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（河辺地域）
- 3 事業施行期間
令和 7 年 3 月31日から令和13年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
変更なし

秋田県告示第 1 5 1 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道（雄和地域）
- 3 事業施行期間

令和7年3月31日から令和13年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし